

種別	人員		金額		人員		金額		人員		金額		人員		金額	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
海軍	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14
軍	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14
人	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14
總計	3	42	3	42	3	42	3	42	3	42	3	42	3	42	3	42

表中更正ニ依リ廢止トアルハ種々ノ理由ニ依リ給額ニ異動ヲ生シ更ニ訂正下賜セラルル爲メ廢セラレタルモノナリ

第四九八 宮内省官吏

明治三十六年十二月三十一日

階級	人員		金額		人員		金額		人員		金額	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
親任	2	11,000	2	11,000	2	11,000	2	11,000	2	11,000	2	11,000
親任待遇	3	13,500	3	13,500	3	13,500	3	13,500	3	13,500	3	13,500
一親任待遇	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
二親任待遇	1	8,000	1	8,000	1	8,000	1	8,000	1	8,000	1	8,000
三親任待遇	1	6,000	1	6,000	1	6,000	1	6,000	1	6,000	1	6,000
合計	8	48,500	8	48,500	8	48,500	8	48,500	8	48,500	8	48,500

奏任	人員		金額		人員		金額		人員		金額	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
四等	35	53,400	35	53,400	35	53,400	35	53,400	35	53,400	35	53,400
五等	44	47,700	44	47,700	44	47,700	44	47,700	44	47,700	44	47,700
六等	36	29,600	36	29,600	36	29,600	36	29,600	36	29,600	36	29,600
合計	115	130,700	115	130,700	115	130,700	115	130,700	115	130,700	115	130,700

本表ニハ女官ヲ省ク又本表ノ外囑託員二十五人其年手當金八千五百九十六圓アリ○本表ノ外非休職奏任十四人判任二十七人アリ○ハ他官廳ヨリノ兼務ナリ○准官ハ本官ニ合載ス

第四九九 宮内省官吏局部別

明治三十六年十二月三十一日

局課名	人員		金額		人員		金額		人員		金額	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
大臣官房	4	11,300	4	11,300	4	11,300	4	11,300	4	11,300	4	11,300
内事課	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300
外事課	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300
調査課	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300
皇宮職	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300	1	1,300
東宮職	4	3,400	4	3,400	4	3,400	4	3,400	4	3,400	4	3,400
内藏寮	2	1,800	2	1,800	2	1,800	2	1,800	2	1,800	2	1,800
御料局	9	10,500	9	10,500	9	10,500	9	10,500	9	10,500	9	10,500
各支廳及事務所	17	17,700	17	17,700	17	17,700	17	17,700	17	17,700	17	17,700
爵位局	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000
大膳職	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000
主殿寮	9	4,600	9	4,600	9	4,600	9	4,600	9	4,600	9	4,600
皇宮警察署	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500
合計	115	130,700	115	130,700	115	130,700	115	130,700	115	130,700	115	130,700

官制及附録 宮内省官吏 宮内省官吏局部別



局課名	勅任	奏任	判任	等外	雇備	合計年俸	年次	勅任	奏任	判任	等外	雇備	合計年俸
文事秘書局	二	一	三	一	一	六、二四〇	明治卅五年	四三	六	三	一	一	八、二六〇
常宮周宮富美宮泰宮各御殿	一	一	七	一	二	五、一三四	兼務	九	一	三	一	一	三、四三六
皇族職員	一	六	六	一	一	二八、〇六八	同卅四年	二七	四	三	一	一	七九、〇〇八
帝室博物館	一	一	三	一	一	三三、一四七	同卅三年	二八	一	二	一	一	七六、五七六
學習院	一	一	三	一	一	四二、〇九八	同卅二年	二九	一	二	一	一	三、二九六
華族女學校	一	一	一	一	一	二、一五三八	同卅一年	三一	一	一	一	一	二、七三六
總計	七	一〇	五	一	二	八、九四九	同卅一年	一五九	四	三	一	一	一、七九八

本表ハ前表ノ數ニ兼務ノ人員ヲ加算セルモノナリ准官及待遇者ハ各本官中ニ合算ス

第五〇〇 郡吏

階級	人員年俸	階級	人員年俸	階級	人員年俸	階級	人員年俸
郡長	四〇八	郡判任官	三二四、一〇〇	七級	五六一	雇備日給	一七九
六等	一〇六	七級	七三、九〇〇	八級	五九一	合計	一、四八四
七等	二七	八級	一六、四〇〇	九級	九六二	合計	八、七五四
八等	五四一	九級	四一、四〇〇	十級	一、〇六〇	合計	一、四八九
合計	二七	合計	一、二〇〇	合計	三〇七六	合計	八、七五四
三級	九	合計	四、八六〇	合計	四、二九六、八	合計	一、八八〇、九五
四級	九	合計	四、八六〇	合計	一、四三三、八七八	合計	一、八一〇、五五六
五級	九	合計	四、八六〇	合計	二六、九〇四	合計	一、五五一、五七八
六級	三七三	合計	一五六、六六〇	合計	一、〇七二	合計	一、四八九、三五一

明治三十六年十二月三十一日

非職休職郡吏

年次	郡長	郡判任官	合計
明治三十六年	三八	二二一	二五九
同三十五年	三九	二七四	三三三
同三十四年	三五	三六八	四〇三

郡判任官及雇備中ニハ沖繩縣ノ區書記及區備ヲ算入ス○郡長及沖繩縣ノ郡區判任官以下ハ第四百八十七表ヨリ摘出ス次表モ亦同シ○附表中郡長及沖繩縣ノ郡區判任官ハ第四百九十三表ヨリ摘出ス

第五〇一 郡吏地方別 (兼務)

明治三十六年十二月三十一日

地方	人員年俸	郡判任官	雇備	合計
東京	八	八六	五一	一四五
京都	一八	一三〇	三二	二八〇
大阪	九	一六〇	二八	一九七
神奈川	二五	一八五	二七	二三四
兵庫	七	一〇〇	九	一一六
新潟	一六	一一一	一四	一四一
群馬	九	一七一	一〇	一二八
千葉	一一	一〇八	二九	一四八
茨城	一四	一六二	一七	一七八
合計	一四〇	一、〇〇〇	二二五	一、二二五

  

地方	人員年俸	郡判任官	雇備	合計
栃木	八	八六	五一	一四五
奈良	一〇	七九〇	二七	二一七
三重	一五	一、一五〇	一五三	三、三三四
愛知	一九	一、四二〇	二五九	五、七〇六
静岡	一三	九、九〇〇	二二九	二七、九三〇
山梨	九	六、七〇〇	七八	一五、七九八
滋賀	一一	八、九〇〇	一五二	三、〇八五
岐阜	一八	一、三二〇	一五	三、八二二
長野	一六	一、九〇〇	一八三	四、一五四
宮城	一七	一、七〇〇	一六二	三、五〇二
福島	一七	一、三二〇	一五二	三、三三六
合計	一七	一、三二〇	一五二	三、三三六

官制及附録 郡吏 郡吏地方別